

連 合 審 査 会 記 録

1. 開催日時 令和 4 年 6 月 21 日（火） 予算決算委員会終了後
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 総務民生委員会 中平委員長、上田副委員長ほか委員 6 名
文教産業委員会 早川委員長、米弥副委員長ほか委員 7 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・白井主査
8. 協議事項
6 月定例会本会議（6 月 17 日）から総務民生委員会に付託された事件（議案 1 件）（議案第 12 号 訴えの提起をすることについて）
9. 傍聴者 2 名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 2 時 閉会 午後 3 時 19 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 4 年 6 月 21 日

総務民生常任委員長

中 平 裕 二

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

中平委員長 皆さん、お疲れ様です。ただ今から、「総務民生常任委員会、文教産業常任委員会連合審査会」を開会いたします。本日の審査会は、先例により、私が委員長の職務を行いますので、よろしくお願いします。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本会議において総務民生常任委員会に付託されました議案第 12 号「訴えの提起をすることについて」、文教産業常任委員会と関連がありますので、これを議題として審査を行います。なお、念のため申し上げます。審査は質疑のみとし、討論を行うことはできませんので、よろしくお願いします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 補足説明の前に、一言お詫びを申し上げたいと思います。本定例会の議案につきましては、5 月 31 日に配付をさせていただいておりますが、本議案第 12 号につきましては、6 月 6 日に開催されました議会運営委員会におきまして、すでに配付済みの議案に、損害額に弁護士費用相当額を加えた議案への差し替えをお願いし、ご理解とご了承をいただいたところでございます。委員各位におかれましては、ご迷惑をおかけいたしましたこと、この場をお借りしお詫び申し上げます。それでは議案第 12 号について、補足説明を申し上げます。議案第 12 号は、市有林の無断伐採にかかる損害賠償を請求するため、訴えの提起をすることについて必要となります議会の議決を求めるものでございます。この事件の概要といたしましては、議案にあります下記の 4「訴えの理由」に記載をしておりますが、これまでの経緯につきまして、若干ご説明を申し上げます。令和元年 8 月、市では山口県西部森林組合から「三隅上地区の市有林が伐採されているのでは」との報告を受けたことから、翌日現地に出向き、市有林が伐採されていることを確認いたしました。翌日から、今回の無断伐採に関わりがあると思われる関係者に対し、聞き取りを開始し、現地確認に同行していただくなど、これまで事実関係を慎重に確認してまいりました。そのうえで損害の補填を求めてまいりましたが、解決の目途が立たないことから、今回市有林の伐採に関わりがあると考えられる者全員に対しまして訴えを提起するとの判断に至ったものでございます。市民の大切な財産を無断で伐採、売却されたという重大な事件であり、慎重かつ厳正に対応してまいりたいと考えております。補足説明は以上でございます。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員 お疲れ様です。議案第 12 号「訴えの提起をすることについて」の質疑をさせていただきます。私からは 2 点ほどお尋ねをいたします。平成 27 年に伐採が行われてから市がその事実を把握する令和元年までに約 4 年間経過していると思われませんが、なぜそれまで把握できなかったのかお尋ねいたします。

堀経済観光部長 今回伐採された市有林につきましては、林道から見ると手前が民有林、さらには 1 つ尾根を越えた場所でございます、かつ谷に沿った部分であるということから、山頂部からも雑木による見通しが悪いということで、伐採の確認が困難な場所であったというふうに現地については把握しております。なお、当然市有林監視人制度がございまして、通常は林道、作業道からの現場確認を含め、市有林を監視しているところでございますけれども、これについては機能していない面があったというところで反省をしている面からも、伐採被害確認後は市有林監視人に対し、森林内部の状況について、これについても把握するよう注意喚起、さらには指導をさせていただいているところでございます。

岩藤委員 それではもう 1 点、森林法によって伐採、造林する森林が所在する市町村の長に立木の伐採前に伐採および伐採後の造林の届出等、伐採完了後に伐採にかかる森林の状況報告が義務付けられていると思いますが、平成 27 年の伐採時に業者から伐採の届出書類は出ておったのかいなかったのか、お尋ねいたします。

堀経済観光部長 被害を受けた市有林に関して、伐採届等は提出されていないところでございます。

田村委員 それでは私から 2 つ、3 つお尋ねいたします。まず、現地の場所について、地図等お示しをいただくことは可能でしょうか。

堀経済観光部長 これにつきましては、現時点では公開をしていないところでございまして、今回におきましても公開はさせていただかないということで考えております。

田村委員 それでは伐採された木の種類、木の本数、そしてその伐採された面積についてお伺いすることは可能でしょうか。

堀経済観光部長 面積といたしましては市有林約 1.84 ヘクタール、これについて、樹種についてはスギということで確認をしております。スギにつきまして本数でございまして、おおよそ 1,400 本ということで確認をさせていただいております。

田村委員 面積が 1.84 ヘクタールということです。ちょっと私場所を把握しておりませんので、思い過ごしというか考えすぎだったらすいませんけれども、

かなりの面積を伐採されているんですけど、これは災害に繋がる可能性というのはないのでしょうか。

堀経済観光部長 被害を受けました市有林につきましては、水源かん養保安林ということになっておりまして、土砂の流出防止保安林とは異なっておりますため、災害の危険性についてはないものと考えております。

重廣委員 本日は合同審査していただきまして、まことにありがとうございます。私は市が管理不行き届きというところもあるのかなとは少し感じております。令和元年に確認されたと。今4年ですよ。元年から4年に至るまで、相手方、どのような交渉をされてきたのか、どのような交渉をされて訴えに至ったのか、それについて伺いたします。

堀経済観光部長 相手方とは、それぞれ個別に面談をさせていただき、これまでの経緯説明、さらには損害の補填を求めてきたところでございます。とは言え、解決の目途が立たないという中で、補足説明でもさせていただいたように、損害賠償請求をさせていただくことと至ったところでございます。

重廣委員 市有林を勝手に刈ったんやから木の代金を返してくれと、今まで相手に何回ぐらい交渉されていますか。

堀経済観光部長 何回ぐらいかとお尋ねでございます。我々のほうといたしましては、この間複数回、当然間髪おかず協議をさせていただきながら、さらに1カ月に複数回そういうような形でさまざまな今回の提起者だけでなく、さまざまな機関への協議、調査をさせていただいたところでございます。ですから、何回というところで数は数えておらんのですけれども、頻度といたしましては先ほど申しましたとおり行っておるところでございます。

重廣委員 その伐採された業者さんを訴えるというお話ですよ。その方が故意に市有林を伐採されたのか、何らかの形で市有林と個人の山を間違えてされたのか、それは大きな問題があると思うんですよ。ちょっと調べたところ、個人の山を伐採する予定で個人の方が伐採業者を雇われて、気が付いたら広く刈っちゃっちゃったと。その後訴訟して、今から裁判が始まるでしょうけど、その時にその個人の方への迷惑、例えば個人の方が境界をちょっと勘違いして教えたとか、例えばですよ、そういうことがもしあるようであれば、訴えることによってその個人の方にもかなり迷惑がかかるのではないかと思いますのですが、その辺りのこれまでの調査、どのようになっていますか。

堀経済観光部長 我々のほうといたしましては、当然委員おっしゃられるとおり、隣接の土地等もある中で、今回はすべてが隣接している土地ではないということもあって、現地を確認いたしました。もちろんその故意というところを実際に立証することは困難な面もございます、その中で今回民事訴訟という形に至ったところでございます。今後については、訴訟後さまざまなことが判

明してくることもございましょうし、それ以上のことはすいませんが裁判に関わることでございますので、お話はちょっとできないというふうに考えております。

重廣委員 それでは最後に 1 点だけ。この市有林の管理、森林組合さんですかね、委ねられておられると。年に 4 回程度、報告書を作成して市のほうに報告するというふうな契約のようでございます。それで、27 年に伐採されたんですかねこれは。それから元年に報告が上がってきたと。またその間も 2、3 年ございますよね。ただこれだけの面積で 1,400 本スギの木を伐採される、細い林道があって出入口は県道につながっていると思うんですが、その間にどなたの市の職員の方、例えばユニックって言いますけど、トラックが出入りしてるとか、おそらく重機も中に持って入って伐採されてると思うんですけど、市の職員としては 3 年間というか、伐採されるのは半年ぐらいだったと思うんですが、どなたかが気づいたとかそれを見たとか、そういうことはなかったんでしょうか。

堀経済観光部長 この時期につきましては、隣接、さらには近場でございます民有林、私有林、これについても伐採を行われていたという中で、この保安林について伐採をしていたというところについては、確認ができなかったところでございます。もちろん委員おっしゃられるとおり、先ほども申し上げましたが、市有林監視人制度がございます中で、先ほど申し上げましたとおり、機能していない部分があったという中で、現在注意喚起、さらには指導をさせていただきながら監視について強化をしていただくよう指導をさせていただいているところでございます。

重村委員 それじゃあ、今日連合審査ですが、極力所管する立場のほうからの質疑に徹したいと思いますけど、今のご答弁をこう聞いててね、一つは、これから訴えの提起、損害賠償請求するのは当然だろうなと思います。それは市民みんなの財産をこういう形になってるから。だけど、その中ではやっぱり訴えの提起を上げるについて、一つやっぱり市の監督責任とかね、そういうのも問われてくるじゃないかなと思うんですけど。まず 1 点目は市有林監視人の機能がやっぱりきちんと取れてなくてというところは認められました。もう一つ令和元年から今、令和 4 年ですよ、この間に交渉したけど、結局和解ができなかったということですよね。訴えをしようと思うというところに至ってるんですけど、先ほど僕部長の答弁で、複数回折衝したと、それ記録的なものは何も残ってないでしょ。だって回数も分からないんだし、僕はね、それは訴えを起こす時にいかがなものかと思うわけですよ。いや、本当に。元年から 4 年までっていったら概ね 4 年ですよ。やっぱりこういう案件というのは、ひょっとしたらそうやって損害賠償請求になるとかですね、返還を求めていかないといけないという事案であれば、やっぱりそこは慎重に議事録を作成してお互いが

こういうことをしゃべったとか、それとか一人ひとりでなくて、合同でね、きちんと話をしましょうとか、僕はある一定の行政としての努力っていうのをしたうえで和解に至らないから裁判を起こしますというのでないと、いかななものかと思っちゃうわけですよ。そこら辺りご答弁、僕間違っちゃいけないね、もう一回訂正含めてお願いできますか。

堀経済観光部長 委員ご指摘の通り、当然その議事録については経過も含めて残しておるところで、すみません私が何件か数えていないというところでございまして、それについては申し訳ございませんが、きちんとした議事録は残しております。さらに実際に当事者の方々との協議というのはどのように進めたか、というところも当然裁判を起こすための必要資料でございますから、我々のほうでは保管をさせていただいているところでございます。すべてを時系列にまとめて、私が数を数えたわけではないというところで先ほどのような答弁をさせていただいたところございましてご了承いただきたいと思います。

重村委員 訂正をしていただいたからよく分かりました。その間担当者も変わっているかと思えますからそこら辺りはきちんとして、整理をね、行政サイドとしてしてほしいというのが一つと、これは総務部長なのか副市長かにお尋ねですけどね、私あまりにも時間が経ちすぎていると思うんですよ、一つは。同じにしちゃいけないかもしれないけど、交通事故でも7年前にしてその時によく分からんで、こうやって経緯をあれして、結局その当時誰がどういう判断をしたとかいうのが曖昧になってくると思うんですよ。これ時間の経過がしているということに対して、どのように考えられているのか、このタイミングしかなかったんだというのか、それともやっぱり令和元年から1年ぐらいできちんと詰めて、本当に向こうも賠償の意思がないと感じればね、申し訳ないけどそういうことになりますよっていうような判断とか、4年間の判断待ちっていうのはね、私はなんかどう思っても理解に苦しむんだけど、そこらへんの4年という時間をどう考えられてるのかお尋ねしたいと思います。

坂野企画総務部長 本当4年というのは確かに長いかもしれません。ただ、やはり関係者への聞き取り等、現地確認などを慎重に行い、事実確認に時間がかかったことは事実でございまして、市といたしましても事実関係、事実確認によって相手側と協議による解決をできればしたいと考える中でのやりとりでございましたが、確認の説明がなかなかそれぞれが一致せず、話し合いでの責任解明は困難だという判断に至りましたので、4年かかりましたけれども今回の提起に至ったということになります。

重村委員 私これで最後にします。私の調査によると個人、関係団体で7人だったかな、対象者が。この業者の方だけど、私の調査によればですよ、リフォレながとの仕事の請負として入札等に参加、直近ですよ、最近ですよ、参加さ

れたことがあるというふうに聞いてますけど、今後こうやって提訴されたら、争う関係になるわけでしょ、裁判のなかで。リフォレながとは林業関係の今後市政運営の中でその業者と関わっていくということも考えられるわけですよ。何かの入札に応札してくる業者でもあるかもしれない。ここら辺りを提訴に踏み切ればどのように対応していくのか。そんなに木を切る業者はたくさんいませんよ。大きい仕事をしてくれる業者はいない。行政サイドとして令和4年度の事業、5年度の事業っていうことを進めていく中で業者の一つとなれば、どのように考えられているかお尋ねします。

堀経済観光部長 このたび提訴に至った背景といたしましては、先ほど来から申し上げますとおり、これまで皆様方の相手方の調査に対する返答がそれぞれ違っている中で責任をどう求めるかというところを裁判で判断をさせていただくという経過の中で、当然指名審査等に見られるように、今後はその判断が下りました段階で当然指名をしない等の措置は講じるべきというふうに考えておるところでございますが、現段階ではその責任範囲が明確になっていないという中では、今回指名等について判断をする時期ではないかなというふうには考えております。

重村委員 ごめんなさい、僕理解力が悪いので。だから係争中になったら、その業者というのはそういう指名業者の中から外す、一時期、一定期間。結審するまでなのか、結審したのち時間を置くのかは別にして、当分の間は指名業者の1業者としては入れないということ。

堀経済観光部長 今回の提訴によってその責任が問われる場合には、当然指名等にも影響してくるということになるかと考えております。現段階では責任範囲というところが明確でない中で、たとえば指名を外すとか、入札に入っていないただかないという理由にはならない、なりえないというふうに考えておるところです。

重村委員 それでは結審するまでは、結論が出るまでは、1業者として応札してくることもあるだろうし、落札する可能性もあるよということなんですね。

堀経済観光部長 おっしゃるとおりというふうに考えております。

田村委員 私1点だけ確認させてください。今回の議案第12号ですけれども、森林復旧整備費561万4,200円が示されております。先ほど水源かん養保安林であるのでということで、災害の心配はないということでしたけれども、あるべきところに木がないというところで、復旧をしていかれると思うんですが、植林について、今後、どのような計画で、スケジュールで行われるんでしょうか。

堀経済観光部長 保安林の復旧についてのお尋ねというふうに理解をさせていただきました。今回の被害については当然県のほうに報告をさせていただいております。通常保安林を伐採する際は、県の許可を受けて施業、さらには保安

林の指定施業要件に従って採用するということは先ほどの届け出とあわせて法で規定されております。今回復旧費用についても損害賠償のほうに含めさせていただいていることから、現在、今後も現地確認等の可能性がある中で、裁判終了までは現状維持するというふうな考え方で現状おるところですけれども、当然裁判が終わった段階で、これについては求めた損害賠償費の中で復旧をさせていただくということで担当としては考えております。

重廣委員 損害額についてでございますが、裁判ですから結審するまでに時間がどのくらいかかるかというのが想像つかないと思うんですよね。先ほどお詫びされましたけど、弁護士費用というのが追加されております。よく上 2 つ、立木損害額と森林復旧費用を足した 1 割じゃないかと思われるんですが、延びた場合ですよね、裁判が。2 年も 3 年も 5 年もかかったと。ないとは思いますが、そういう場合はこの弁護士費用というのはどうなるのか、そのあたりはどのようなお考えなのか伺いしたいと思います。

坂野企画総務部長 重廣委員からありました 1 割というのが、こちらとしても標準的なものということで、請求額の 1 割というのを上げております。これは裁判の今までの例の積み重ねなどにより、相手方に求めるものとして一般的に相当であるとされる割合でございまして、実際に代理人弁護士に支払う額ではございませんので、その期間にもよりまして、裁判の内容と言いますか、そういうものにもよりますので、今実際にいくらになるかとか、高くなるかとか安くなるかというのははっきり申し上げられることではございません。

重廣委員 期間が延びれば延びるほど、普通考えると増えるんじゃないかというイメージがありますので、それとまた小さくなるんですけど、立木損害額ですよね、これはこの業者さんが伐採された年の金額、市場に出されたときの金額というふうに見てもよろしいですかね。もしこれが現在であれば、今木材というのは相当金額が上がっております。この裁判が長引けば長引くほど、時が経てば経つほど木というのは今高騰していますのでね、そのときの値段というのは変わってくると思うんですよ。そのあたりは、この金額を定められたのはいつ頃で、何をもとに定められたのか伺います。

堀経済観光部長 これにつきましては、実際に調査を行わせていただく中で、当該事業者を含めた起因者の方が木材市場のほうで販売をされた金額ということで調査をさせていただいて、その中でこちらのほうで確認をさせていただいた金額ということで、当時の売買価格で請求させていただいております。もちろん委員おっしゃられるように、ウッドショック等で木材価格の高騰というところがあるわけですが、実際に原因が発生したときの価格という形での請求にさせていただいております。

西村委員 今回は切られて損害を受けたわけですね。それで、今後市の財産を

守るというシステムづくりですね。今回山ですけどね、これは別の財産でも把握するというのはやはり総務課長が私は頭になってせんにゃいけんと思うんですよ。だいたい山は切られるとなると何やと、隣には長門市の山があったけど、昔で言えば三隅ですね。合併したから長門になりましたけどね、山があるでよと。となると、行くんですね、まず。隣の山の持ち主いわゆる長門市が朝早く行って、あんたらどこから来ちゃったかと相手の素性を確かめて、それならわしは誰を知っちゃるいなというようなことで、意思疎通を図りよったんですよ。それで3日、4日続けて行っても1,100万円の損害はすぐ取り戻されるというか、損をせんわけですよ。そういうシステムがなかったということですね、今回。合併前から言えば森林組合も今三隅にはないですし、山に詳しい人もそうおらん。委託していた人は亡くなられたという、そういう状況で場所も場所。谷の中ですからね、これまた分かん。おまけに秋芳の道ができたからあつちは通らんから、なおさら分かん。総務課長がそういうシステムが、長門市にはなかったということですね。今後、だいたい山の境を知っちゃったか知っちゃらんかも私は疑わしいと思うんですがね。おそらくどこそこの山が切られるとなると、その隣はうちの山があるよというようなシステムになっちゃらんかったんじゃないんですかね。だからその前にここの市役所やるときも三隅の山をだいぶ切りましたけどね。そういう時の境があるから、こっちも境がおそらく分かっていたはずやけど――。

中平委員長 西村委員、もう少し簡明に。

西村委員 簡明にね。今後山が切られるというときには総務課長が行って、3日でも4日でもおって仲良しになって、あんたらどこから来ちゃったのとか、事細かに聞いて、そしたらそこまで被害が出なかったと思うんですよ。それは今度反省の一部としてほしいんですがね。

堀経済観光部長 委員からのご指摘は当然今後考えていく中にも入ろうと思っております。すいません、私のほうからは先ほども申しましたとおり、現状山の管理というところがなかなか専門性もある中で、旧1市3町から引き継いだ市有林監視人制度、これを活用しながら対応しておったわけですがけれども、今後は先ほどもお話したように機能していない部分もあるということも我々のほうとしては認識していきまして、当然森林内部の状況が分かるように、さらに巡回頻度を高めて監視を行っていただくというところを実際指導させていただいているというところで、現状報告はさせていただきます。

中平委員長 ほかに文教産業常任委員会のほうからご質疑はございませんか。ないようでしたら総務民生常任委員会のほうからの質疑に移りたいと思います。

林委員 文教産業委員会の皆さん、本当にありがとうございます。いろいろこの審査の内容も含めて、非常に参考になるご意見を提起していただきまして、

本当に助かりました。そういう議論を踏まえていくつかお尋ねいたします。まずちょっとはつきりさせてほしいのが、これ議案にも書いてありますけど、平成 27 年 8 月頃被告らは原告の所有する市有林の一部の立木を原告の許可なく違法に伐採し売却したとありますよね。平成 27 年 8 月頃に伐採したんだと認識する。その事実を確認したのが西部森林組合からの報告で、それが令和元年 8 月ですね。発覚するまでにまず時間がかかっている。発覚してから今までも時間がかかっているということを明らかにしたうえでいくつか質問します。まず違法伐採だと、森林法に違反するんだと、つまり、市有林の場合、伐採届書及び樹木を伐採するには先ほど堀部長もおっしゃいましたけど、伐採届書及び伐採後の造林届書を提出しなければなりませんね。また保安林の場合は、これ水源かん養保安林ですけど、市の許可が必要な保安林内作業許可申請と、保安林内の立木伐採届を提出して、択伐と間伐は市の許可、皆伐は県の許可が必要になります。こういうことを届出をしなかった場合ってどういう措置を取るか、なぜ刑事告発しなかったんですか。森林法違反で。それをしていれば、ここまで民事の申し立てという以前に係争事案の中身がかなり私は明らかになっていたんじゃないかなというふうに想起をするんだけど、どうなんですか、そのあたり。なぜしなかったのか。森林法違反を。

坂野企画総務部長 刑事告訴につきましては、令和元年のこの事件が判明したあとに検討はいたしました。顧問弁護士とともに相談をし、刑事事件となりますと盗伐ということになると思うんですけど、盗伐は市有林であることを知ったうえで故意に伐採することになりますので、刑事事件とするにはこの時点で根拠が少し不十分になり立証が困難であると判断をいたしましたので、そのような手続きはとっていないというふうなところです。

林委員 弁護士に相談したと。警察には相談しましたか。

坂野企画総務部長 しておりません。

林委員 でしょ。その無断伐採が明らかになって、森林法違反が明らかなのに、つまり相談をしていないわけだから。だから、弁護士に相談して刑事告訴云々の前に警察に相談しなきゃ。これ森林法違反ですよと。まず。やらなきゃそれを。違いますかね。普通しますよ。それが故意であったか故意でなかったか、それは警察が判断しますよ、聞いて。弁護士じゃないですよ、それは。警察が判断。それが 1 点ね。じゃあこの民事の訴えを今やろうとしているのはなぜなんですか。この係争案件は時効があるのかないのか。

坂野企画総務部長 本件は、伐採が行われたのは平成 27 年 8 月頃でございますが、市に判明したのは令和元年 8 月ということであり、不法行為によります損害賠償請求権の消滅時効は、損害を知ったときから 3 年間でございますので時効には至っていないということになります。

林委員 なんで今なのか。時効との関係でなぜ今なのか。時効はいつなのか。

椎葉総務課長 今総務部長のほうからお答えしましたように、今回の民事訴訟につきましては、今ご説明申し上げましたように不法行為による損害賠償請求につきましては、その損害を知ったときから3年間ということになりますので、こちらのほうが把握したというのが令和元年8月ということになりますので、今年の8月に時効を迎えるということでございます。

林委員 今年の8月に時効を迎える、時効を過ぎたらどうなるか。あなた方の不作為が明らかになるからです。だから、それが時効を迎えるまでに民事の申し立てをしないとあとで大変なことになるから。逆に。だから今なんですよ。関係するもちろん原告は市だけでも関係する7人というのはどういう方たちなんですか。直接山を切った人なのか。どういう人たちが被告になっているわけ。この7人って。

中平委員長 他の委員の方、お静かに願います。

堀経済観光部長 現在裁判になるという中で、一応お答えできる範囲でお答えをさせていただきますと、当然施業を行った者、さらには実際施業を行った者に対して情報提供なりをされた方、さらにはその相続人ということで、実は情報提供をされた方というのは亡くなられているということもあって、相続人の方も含めて今回提起をさせていただいたというところでございます。この程度のお答えしか、申し訳ございません。

林委員 先ほど重村委員のほうから、要するにその被告の中にこの業者が入っている。業者が。その業者が、あなた方が不法伐採を認識していたにも関わらず、いいですか、ここが大事ですよ、不法伐採を認識していたにも関わらず、市も出資しているリフォレながとの仕事を請け負っているわけです。このところに道義的な責任というのは感じないんですか。明らかに不法伐採をしているという認識を持ちながら、リフォレながとの仕事を請け負わせていたということについてね、道義的な責任って感じませんか。もしこれ公共事業であって、例えば入札を漏えいしたとか談合したとかだったら一発で排除されますよ、業者さんが。なぜですか。なぜこの事実を分かっているながら、準公共の仕事を請け負わせてるんですか。明確な答弁をお願いします。

堀経済観光部長 先ほども申し上げましたとおり、この案件については立証というところで刑事に持っていかなかったというところがございます。その中で今回は、それぞれの証言が異なるという中で、その責任範囲を裁判に委ねるという形にさせていただいたところでございます。もちろんその中で実際に責任範囲がどう及ぶのかというところが明確になれば、そういった措置を取らせていただくということになろうというふうに考えているところでございまして、委員おっしゃられるとおり、道義的な責任が当然裁判の中で明らかになれば、

我々のほうといたしましてもそういう採用等はないものというふうに考えているところでございます。

林議員 私話を聞いてますか。あなた方が不法伐採、届出もせずに伐採したという認識があったら森林法違反なんですよ。それに直接的に関わってる業者をなぜ公共のリフォレながとの仕事を請け負わすことができるのか。そこに道義的な責任は感じないのか。裁判の中で明らかになるって、少なくとも切ってる事実は間違いないじゃないですか。もしそれが彼らが、どんな経緯か分かりませんよ。故意か、故意じゃなかったのかっていうのがあったにしても、そこに直接携わってるんだから、しかもあなた方携わってる人を被告にしているわけだから、既に。それを、そういう事実をさっきから何で今なのかっていう話の中で、ずっとその事実を持ちながら、聞き取りをしながら、市がリフォレの仕事をさせてるっていうのは、ちょっと私はいかがなものかと。普通は止めますよね。こういう事実があるから、ちょっと遠慮してくださいと言いますよ、普通は。「そうだ」と呼ぶ者あり）そうでしょ。（「これからも入札入れんにやええんよね」と呼ぶ者あり）そういうことがあるのに、何かその脇が甘いんだよね。僕はおそらくこれは僕の邪推かもしれないけれどもね、あなた方その時効発覚って、後で知ったんじゃないの。だから何か慌ててなんかやってる感がすごく出ているわけ。これをずっと放置して、この期間。じゃあもう 1 件私聞きます。この後他の委員さんにお話を譲りますけど。あれですか、これ立木損害額 600 万 4,518 円。スギの木約 1,400 本分の当時の売買価格を請求してますよね。民事で請求しようとしてます。これ業者が木を売るときに、証明が要るんじゃないの、何か。これがちゃんと正規の届け出をした、何でもそうじゃないですか、牛でもどこの牛かとか。どこの木からっていうのが分かるようにしなきゃいけない。業者だって外材なのか日本産のあそこの良いスギの木だよとか。証明書が要るはずなんですよ。そうでしょ。もしこれで不当な利得を 600 万円ぐらいで売買して得たときに、得てる、実際、業者さんは。知ってか知らずか。でも何かの届出は出してる、共販所に。そうすると、その証明書っていうのは元々市に届けてないわけだから、おかしくないですか。考えてみたら。理屈としてよ。共販所が、これがちゃんと長門市の〇〇の山の木ですね、っていう。だからその辺りはちょっとすごく不思議なの。だからちょっとその辺り私の言ってることは間違いかどうかっていうのをちょっとお話ししていただけないですか。木を売るときに必要な書類は何か。

角谷農林水産課長 通常でございましたら、今市場のほうに合法木材と認定する、これがやはり木の値段も高く売れるというところで、その時には伐採届、その写しを市場のほうに提出して、合法木材認定を受けて、市場で売るといふ形になろうかと思います。

田中委員 私は法律とかそんなに詳しくないので、本当に不思議に思ったことをちょっと一つ伺います。これ民事で 7 人の方が被告にされてるんですけれども、この賠償額っていうのをこの 7 人の方に均等にかかって割って返していただくみたいな方向性になるんでしょうか。それともそれはまた裁判の中で、この方はこのぐらいとかっていうことになるんでしょうか。

堀経済観光部長 一応 7 名の方に提起をしていくという中で、これについて我々原告といたしまして責任範囲、要は先ほども申し上げました通り、7 名の中には相続を行われている方もいらっしゃると思います。そういった中で、当時いらっしゃる方は均等な割合、さらには相続に及んでそれに配分する割合で訴状は提出する予定でございます。ただ裁判の中で、その責任分野、責任範囲等が明確になっていく中で、判決についてはそのようになるかどうかというところをこれからの裁判の判断にお任せするということになるかと思います。

林委員 確認です。7 人のそれぞれの言い分って当然ありますよね。いきなり市から何らかの形で文書が送達されてるわけよ、被告のところに。相続人の場合は何これっていうリアクションを絶対起こしますよ。間違いなく。聞き取りを行った、それぞれ個別に。一番聞き取りを行ったのはどなたでしたか。7 人均等に聞き取りを行ったのか、ある特定の人への聞き取りは重視していたのか、回数の軽重で言ったらどういうレベルになりますか、その 7 人の。

角谷農林水産課長 回数というご質問でございますが、何回かというところは正直言って今すぐ出てきません。ただ、こちら農林水産課といたしましては、基本的に均等に意見を聞いたというふうに考えておるところでございます。

林委員 これ委員会だから、変なこと言ったら駄目だと思うんですよ。正直に答えて。7 人の中でそれぞれ均等にお話を聞いたと。これはね物理的な問題。数で言ったら、あなた方が一番この話は必ず聞いとかなきゃいけなかった、の中には、極端に言ったら相続人に話を聞いたって分かるわけがない。そうでしょ。だってさっき言ったじゃないですか。私がリアクションしたでしょ。文書が送達されて、長門市役所ってこうやって来て「えっ、何これ。えっ、じいちゃんの話」とか、そうなるじゃないですか。事実関係はその人は全く分からない。だからあなた方が 7 人の被告の中で一番力を入れて話を聞いたのはどなたですかということを知りたいんです。

角谷農林水産課長 大変申し訳ございません。今林委員からご指摘ありましたように、やはり相続人の方については聞き取りは少なかったというふうに考えておるところでございます。誰が一番かというところでございますが、ここはいろいろもっと当事者の方、正直言って今誰が一番かというお答えはできないというのが私の回答でございます。

林委員 私があなたの立場に立って答えましょう。私だったら、直接そこに手

を下した業者に聞きます。一番知ってるのは、境界がここからここまでで、図面の中でこうやって切っていったって、その方に話を聞くのが一番早いじゃないですか。あとはそれに関連する人たちの話を聞けばいいんです。ただしさっきも言ったように、その方は虚偽の共販所での証明書を出している可能性が強い。そうでしょう。だって要るんでしょ、伐採届とかが、売る場合。しかも市のスギの木を持ってきて、届出書をつけて 600 万円ぐらいで売ってるわけよ。利得を得ているわけ。その配分は私は知りませんが、だったら直接そういった現地に入って重機を入れて、市有林を伐採し運び出し、共販所に持って行って売る、お金をもらう、この人に話を聞くのが一番じゃないの。事実関係を明らかにしようと思ったら。違いますかね。

角谷農林水産課長 確かに林委員が言われたところはあるかなというふうに個人的には思ったりすることがあります。ただ先ほど来、部長も答弁しておりますように、やはり事実確認、そういったものを皆さんからお聞きして、きちんとその事実を確認しまして、市としてこうだというような調整をさせていただいて、今回の訴訟のほうに踏み切ったというところでございます。

林委員 それは民事で訴えて第 3 者に公平に、係争事案だから、当然裁判所という機関が業者の言い分を聞いて、原告、被告の言い分を聞いて、この民事の訴訟の提起された金額が妥当かどうか。妥当であればあったで、どういうふうにこれを被告に支払っていただくかというお話を当然されると思います。私は今回、さっきこの話で民事の訴訟は当然市の財産がある意味不当に伐採され、ある不当な利得を得た人たちがいる。人たちって一応言っておきますね、被告が 7 人だから。そういう中であって、さっきからずっと文教の委員の皆さんが指摘されていますように、やはり市は係争するかどうかというのは別の話として、その前段のところで初動のミスが非常にあった。市有林監視人制度も機能していない。ましてや、いろんな市有林の保全に関しての認識が非常にゆるい。いろんなことがあると思うんですね。林務行政に対する信用を失墜したということは、私はあなた方の責任は免れないと思う。あたかもやった人がもちろん、これは刑事裁判じゃないからね、民事だからあくまでも。刑事告発していたら分かりますよ、だけど。けども、あなた方が今やろうとしているのは民事訴訟だから、その中ではそれはそれでいい。けども、そこに至るまでにあなた方の自らの責任を自分たちがはっきりさせないとまた同じことをやる。この辺りちょっと林務行政に対する信用を失墜しているわけよ。それを認識しなきゃだめよ、ちゃんと。申し訳ないけど。裁判に訴えて金さえ取って——阿武町じゃないんだから。金さえ取ったらいいっていうもんじゃないよ、これ。そこをちょっと聞かせてください。

堀経済観光部長 委員のお尋ねにお答えします。もちろん、先ほど来から事例

を挙げて申し上げておりますとおり、これまでこの間、例えば市有林監視人制度についても、やはり機能していないというところは我々も認めているところでございます。もちろんそういう、要はこれからの監視をどのようにしていくかというところは、現在十分に注意をさせていただいているところですが、もちろん我々職員といたしましても、今後の対応といたしまして、例えば森林計画の策定の際の航空写真の確認とか、そういうところは一つひとつできることを行っていく必要が当然あるかなというふうには思っております。今後は市有林監視人制度も含めて、我々の監視制度についても改善をしながら対応をしていかなければいけないというふうに考えております。

田中委員 すいません、どうしても 1 つ引っかけます。もしうちに泥棒が入って、うちの玄関のドアに鍵がかかってなくても、警察は泥棒を捕まえてくれると思うんですね。その管理、私が管理を怠ったから、しょうがないでしょとは言わないと思うんです。市役所の中のパソコンみたいな備品がある日ごそつとどこかに盗まれても、やっぱり刑事さんに来てもらって調べてもらおうと思うんです。どうして刑事事件に最初しなかったのかを、刑事事件というか刑事告訴をしなかったのかという点を明確に伺いたいんですが、お願いします。

坂野企画総務部長 先ほどもお答えをさせていただきましたけど、要は市有林の盗伐になりますと、市有林であることをまず知って故意に伐採することが盗伐になって、刑事事件に繋がるものではないかなと思いますが、それにはやっぱり根拠が不十分でありまして、いろいろな今ご指摘もいただいておりますけれども、市といたしましてはその時点では立証が困難だということで判断をさせていただきました。（「被害届出せばいいじゃん」と呼ぶ者あり）

中平委員長 委員の方は挙手にて発言をお願いします。

田中委員 まさにこのことが証拠的にいいのか悪いのかとかいうのも今部長が言われたことは、警察の方が調査をして決められることだとどうしても思えるんですね。まず被害届を出すというのが一番だったと思います。市役所がいろいろ聞き取りをしましても、警察の方じゃないのでやはり、あちらは取り調べるプロがちゃんとこの国にはいますので、私としましては今後こういうことがないようにという意味で申し上げます。1 点確認なんですけど、この件が起きて以降、市有林の全体のパトロールと言いますか、確認はされたんでしょうか。他にもこういうことって眠ってないでしょうか。確認です。

堀経済観光部長 本件発生時以降、市の森林林業クラブシステムに最新の航空データを取り込みまして、伐採をされている箇所と市有林、広く伐採をされている箇所と、民間でも同じですが今回の伐採箇所に限らず、伐採をされている箇所、さらには市有林の場所を照合させていただいて、現在の被害が行われている場所以外はないことを確認させていただいております。

重村委員 ごめんなさいね、こっちにもう 1 回戻って。僕最後にもう 1 回。林委員の質問とどうしても、先ほど堀部長が今後もリフォレながとから直接出るような仕事のときに、指名業者の中に入札にも参加させるし、ひょっとしたら落札する可能性もあるんだと。それはそうしていくんだという答弁でしたけど、林委員の質疑を聞いていて、確かになと思ったのは、こういう事案というのは執行部としても裁判するかしないかという前段の中で、その業者が実際にやっているわけですよ、油谷で。仕事を請け負っている。それで今後も係争中は、早い話白か黒かつかないから、業者として入れていくんだというのはね、僕市民がそれを見たとき、聞いたときに僕は完全に行政のほうに不信感を持つんじゃないかなとかちょっと思っちゃうわけですよ。今日はもちろん連合審査会でこのあと総務民生が委員会としての結論を出していくんだけど、大切な質疑ですよ。委員長、あれですかね、副市長に発言を求めるときには、これは今一度のところじゃないとだめなわけ。今のこのタイミングはだめ。

中平委員長 今一度のところのほうよろしいかと。

重村委員 というのが、訂正しろと言っているんじゃないよ。最後に僕はもう一度チャンスあげるから、本当にこの質疑と答弁の中で、例えば違ったニュアンスで議員の皆さんにも理解して欲しくなるだろうし、これからのこともよく勘案して、もう 1 回あと副市長に聞きますから、全く答弁を変えないのか、部分的には誤解があるというんであれば訂正をしてほしいし。それでは後ほど。

田村委員 すいません、重村さんに戻ったので。先ほど林委員も言われましたけれども、文書の偽造があったのではないかというところなんですけど、販売をするにあたって確かに届出は必要な物が出てなくて、販売までできるののだろうかというところなんですけれども、ちょっとこれ聞けば聞くほど民間人だけでこれだけのことができるのかなって思うんですよね。ここに関わっていたのは全員民間人なんですか。

堀経済観光部長 すいません、お答えをさせていただける範囲でお答えをいたしますと、先ほどちょっとお話をさせていただいたとおり、当然伐採の事業者、さらにはそこに情報提供をさせていただいた方々、要はこの土地がこの人の持ち物だからというようなかっこうで情報提供させていただいた方々も含めて、我々が考えておりますところの起因をする方について、一応訴状を出させていただいたというところでございます。議員お尋ねの範囲が多分行政担当者も含めじゃないかっていうようなところもあるかとは思いますが、そうでないことは申し上げておきます。

中平委員長 それでは、ほかにご質疑もないので、最後に総括的なご質疑のある方は、挙手願います。

重村委員 それでは副市長に。っていうのが、僕は大切だと思うんですよ。こ

のなんていうかな、答弁っていうのはやっぱり今後の市政運営にとってもだし、この案件がやっぱり林業関係の令和4年度、5年度の事業にも関係してくる。部長の答弁が正しいとか嘘とか正しくないとか言う意味じゃなくてね、僕やっぱり議論の中からも執行部としてやっぱり市民にも誤解を与えちゃいけない。そしてここの委員の中でっていうのが、最終的に訴状を出していいか悪いかという判断をしないといけないから。副市長にもう質問しなくても分かりますよね、先ほどの件です。行政として、白黒がつくまでは、1事業者として、行政は対応していくのか。それともやっぱりこういう案件になってね、この点には留意しながらこうしていくんだと何か補足的なものでもいいから最後の僕答弁と思って聞きますから、お願いしたいと思います。

大谷副市長 それでは私からお答え申し上げます。私は、指名審査会の会長でもございますので、先ほど各委員からご指摘がありましたように、行政として襟を正す、つまり後ろ指を指されるような案件に対しては、毅然とした態度で臨まないといけないということは、まずお約束をしたいと思います。その上で、今回の件でございますけれども、今回の件、先ほどからご指摘にあったリフォレながとが出てまいりましたけれども、これはいわゆる第三セクターと申しますか、市の出資している団体ではございますので、もちろんそちらの判断に委ねられることは当然ではありますけれども、今回、この事案に関して申し上げます、今問題となっている業者が言われて、つまり故意ではないと言いますか、いろんな言い分、どなたもいろんな言い分を持っておられて、何が真実なのか分からない、そして、今回の訴えの提起に至るわけでございます。そうした中で、もしその業者がある意味、私に一端の責任ありとか、何かこれはもう明白だとかいうふうな事実が確認できるのであれば、今後の入札とかそういった事業展開に関わりをいただくのはちょっとお控えくださいとか、そういうことは申し上げるべきだろうと思います。しかし今回は、7人の当事者いずれもいろんな言い分があって、確たるものが実は分からないんです。7年も前のことであるからではあるんですけれども、そうした中であっては、灰色であっても白黒がはっきりするまでは正当な業者として取り扱わないといけないということは申し上げなければいけないというふうに思っております。

吉津委員 今、実際に切られた森林事業者のことを言われてましたけれども、そもそも伐採届っていうのは森林法で定められてますよね。これが出ていないことについては、市が何の指導もされないっていうことですか。別にそれは出さなくても長門市の山を切るうえではOKだっていう話になるんですか。それはどうですか。それと今、リフォレの話が出ましたけれども、三セクとは言われながら、今リフォレの理事長誰がやられてますか。

大谷副市長 市長の江原でございます。

吉津委員 その中で今僕言いましたけれども、やっぱりそもそもその伐採届っていうのは、森林法で定められてますよね。その件についてはじゃあお咎めなしってということなんですか。そういうことになるんですか。（「おかしいだろ」と呼ぶ者あり）

弘中農林水産課長補佐 伐採届につきましては、それは民有林であればその届出は必ず必要になってまいります。今回被害を受けた森林につきましては、保安林になりますため、保安林の伐採ということであれば、県のほうに届出が必要になってきます。ですから、その指導である部分も県のほうが行う形になります。

吉津委員 今回その件は県の保安林ということで、県の保安林であればなおさら切るのにもっと届出、これ必要、もっと罰則が重くなるんじゃないですか、逆に言うと。それはいいんですけれども、今市の対応でいうと、伐採届を出しなくてもこうやって業者として扱ってもらえるってということなんで、この先そういう事案があっても、そうやって長門市において市有林の管理の仕事なんかはできるっていう話でこちらは受けとめていいということですか。

角谷農林水産課長 伐採届でございますが、これは必ず林業事業者が出すということではございません。森林法におきましては、それが森林の所有者の方がそれを出すという形になっているところでございます。ちょっと言い足らなくて申し訳ございません。だからそういったことでございますので、今、吉津委員のご質疑については、すいません、私の受けとめ方が間違っていたら言っていただけたらと思うんですが、林業事業者が伐採届を出すというご認識なのかなと思ひまして、今の発言をさせていただいたところでございます。

弘中農林水産課長補佐 伐採届につきましては、今、課長が申し上げましたとおり、森林の所有者が出すということが基本になってまいります。ただ、伐採をする者が所有者でない場合については、森林所有者と伐採をする者が連名で届出を出すような形になっております。令和4年4月以降に法の改正がございまして、届出を出す際には、伐採をする者とそれから所有者が連名で提出し、それ以降に伐採に関する事業計画書と造林に関する、これは所有者のほうが出すものですけれども、造林に関する事業計画書を同時に出すような形に変わっております。

吉津委員 だから出しておかないといけなかったっていう話ですよ。（「基本的にはそういうことです」と呼ぶ者あり）だから、そういう事業者がこのまま長門市において何の指導、いや、わかりました。じゃあ、この件について、市はどのような指導、この切られた業者に対してされたのか。何かされたんですか指導は、そしたら。文書か何かでもやられたんですか。

堀経済観光部長 お尋ねについてのお答えでございますけれども、本件につい

ては実は裁判の中で、裁判に関わってくるということもございまして、提出した書類についても裁判所に出さなければいけないということで、現在ちょっとお答えができない範囲になると考えております。

林委員 副市長だよね、だからこの議論、部長とか課長じゃなくて、今一度でしょ。今一度のところで、ちょっと私さっき重村委員とのやり取りがちょっと今ひとつ分からなかったんだけど、故意か故意じゃないかっていうのは別問題として、リフォレは三セクであっても理事長は長門市長じゃないですか。だから当然市の関与ってのは大きいわけですよ。出資比率は低いにしてもよ。そういうところがちょっと公共的な色合いが非常に強い法人です。いろいろ。これから林務行政を中心的にやっていただく機関ですね。そういうところに、こういう、故意か未必の故意か分からないけれども、そういう疑わしき事例をずいぶん前から認識していたにも関わらず、そういう場合もずっと同じように業者として仕事をさせているのは、ちょっと問題ではないだろうか。林務行政がリフォレながとも含めて、疑わしきは罰せずという言葉があるけど司法の言葉で。それでも間違いなく、市の山を無断で伐採したという事実があるし、知らなかったとか知ったとか別にして、しかもあなた方は被害届を出してない。そんな口叩けるわけじゃないじゃないですか。だからそういうことも含めて、そういうあり方、市というかりフォレも含めて、その業者さんに対するあり方が今問われているんじゃないですか。道義的な問題として。法的にはまた別の問題があるからいいんだけど。そういう事実をあなた方は知ってて、当然リフォレにも言わなきゃいけない。もしかしたら。リフォレの仕事でチョンボしたら大変なことになるんじゃないですか、逆に。そういう情報共有を初めてして、リフォレっていうのは、初めて一般社団法人として林務行政の先頭に立つ民間事業の機関として頑張れるわけよ。そういうところがあそこに入ってるリフォレの仕事を受けている業者さんがそんなことをやってるよっていうような話が出る方がやばくないですか。っていう話なんです。だからそういうところは、ちゃんと正していくべきじゃないですか。っていうのは多分重村委員が言わんとしたことだけでも、副市長の答弁がもう一つはっきりしなかったんで、三セクだからとか、何とかって言うから。これは向こうの判断やからと言うから、それはちょっと違うでしょと組織図からしてもっていうことを聞いてるんです。

（「市民は納得するかなあ」と呼ぶ者あり）

大谷副市長 誤解のないように申し上げれば、先ほど部長が答弁した内容については、今回は責任範囲を訴訟の中で明確にしていくというふうに申しあげましたので、あのような答弁になっておりますし、私もそれを是といたします。ただし、今、各委員がおっしゃいましたように、やはりリフォレながと云え第三セクター、市が出資をしております。この点について、何も市が責任逃れ

をすゝるとかそういうことは全くございません。今後疑わしきは控えるといひますか、こゝういったことはリフォレながとにしっかりと伝えてまいりたいというふうに思ひます。

中平委員長 それでは、皆さんよろしいでしょうか。それでは、ほかにご質疑もないので質疑を終わります。これをもちまして総務民生常任委員会、文教産業常任委員会連合審査会を閉会します。どなたもご苦労様でした。

— 閉会 15 : 19 —